

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和5年6月13日（火）9：00～9：45

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、立元管理官補佐、真田係長、有吉係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他1名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長

バックエンド統括本部 埋設事業センター センター長 他1名

人形峠環境技術センター 副所長 他1名

#### 5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、第6回原子力機構バックエンド対策監視チーム会合にて、機構が所有する核原料物質で汚染された放射性廃棄物の埋設についての制度整備に係る検討を依頼された。この検討依頼を受け、規制庁から機構が保管する当該廃棄物の状況について説明を求め、今回、機構から提出資料に基づき説明があった。

これに対して、規制庁から、以下の点を確認した。

- ・核原料物質で汚染された放射性廃棄物を第二種廃棄物埋設の枠組みで扱うことについて検討を依頼されたところであるが、その場合、現行の炉規法では、核原料物質で汚染された放射性廃棄物と核燃料物質で汚染された放射性廃棄物は明確に分かれている。したがって、核原料物質で汚染された放射性廃棄物を第二種廃棄物埋設の対象とするのであれば、炉規法や関係規則の改正が必要になることが想定される。
- ・また、将来的に機構が実施する研究施設等廃棄物の廃棄物埋設事業は第二種廃棄物埋設事業であり、核原料物質によって汚染された機構内または機構外で発生した放射性廃棄物も含めて、第二種廃棄物として処分することを想定していると説明を受けたが、この処分方針についても、機構を所管する文部科学省と認識を揃えて文部科学省が責任を持って進める政策判断をしてもらわないと法改正の立法事実がないと考える。また、その際、核原料物質で汚染された放射性廃棄物の処分を受託することになると考えられるが、現行の機構法の改正は必要無いかなど、規制側だけではなく、利用政策側での検討も必要になると考える。

- ・ウランの放射能濃度 100Bq/g 以上の廃棄物があるということであるが、核原料物質で汚染された放射性廃棄物を第二種廃棄物埋設の枠組みで扱うにあたって、中深度処分に相当する廃棄物は存在するのか。
- ・検討を進めるにあたって、機構が保管する核原料物質で汚染された放射性廃棄物の汚染状況（放射性廃棄物の汚染分布等）など具体的な情報が必要である。資料を整理して提示すること。
- ・いつまでに制度整備がされるとよいと考えるのか。

これに対し、機構から、以下の説明があった。

- ・本件について、文部科学省と機構との間で認識を揃え、処分方針につき政策判断をすること、また、放射性廃棄物の汚染状況を説明することについて了解した。
- ・100Bq/g 以下であれば、トレンチ処分の枠の中で対応できると考えており、それ以上については中深度処分の範囲になると考える。
- ・具体的な処分地の選定が現状進んでいないので、いつまでに制度が整備されているとよいと具体的な期日を示すことはできないが、できるかぎり早急に制度が整備されるとありがたい。

## 6. 配布資料

- ・人形峠環境技術センターにおける核原料物質で汚染された廃棄物の状況について

以上